

ご存じですか？ひとり親家庭支援制度

— 2つの町独自制度をお知らせします —

子育て応援課 ☎ 43-9022

与謝野町ひとり親等家庭養育費確保支援事業補助金

ひとり親家庭等の子どもの健やかな育成を図るため、**養育費の取り決めに関する公正証書等の作成に要する経費**の全部、または一部を補助します。

補助金額

上限 5万円

対象者	与謝野町に居住するひとり親等で、以下のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ■ 養育費の対象となる児童を現に扶養していること <small>※ 離婚を予定している方は、離婚後も引き続き養育費の対象となる児童を扶養する予定であること</small> ■ 養育費の取り決めに係る公正証書等の作成に要する経費を負担すること ■ 公正証書等の作成について、他の補助金の交付を受けていない、受ける予定がないこと ■ 過去に本補助金の交付を受けていないこと
対象内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公正証書等作成のため弁護士に支払った相談料、弁護士による文書作成手数料 ■ 公証人手数料令に定められた公証人手数料 ■ 家庭裁判所の調停申し立て、訴え提起に要する収入印紙代、住民票および戸籍謄本等の取得手数料、郵便切手代
申請方法	公正証書等を作成した日から1年以内に、申請書に必要な書類を添付して子育て応援課（加悦庁舎）へ。
その他	補助金を申請できる回数は1回に限る。 <small>※ 過去に養育費対象児童の養育費に係る公正証書等を作成したことがないこと</small>

詳細は町ホームページをご覧ください



与謝野町ひとり親家庭住居費支援給付金事業

離婚等により、家賃の負担が増大したひとり親家庭を支援するため、民間借家の家賃（共益費および駐車場代等含まず）から、対象者が入居申し込みをした公営住宅の家賃に相当する額を控除した額を給付します。

給付金額

上限月額

1万5,000円

※ 最長連続する12ヵ月間

対象者	町内に住所を有し、以下のいずれかに該当する児童を監護している父または母で、公営住宅等の入居を希望するも入居に至らず、民間借家に入居することとなった方。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）を解消した児童 ■ 父または母が死亡した児童 ■ 父または母が音声または言語機能等に障害の状態にある児童 ■ 父または母の生死が明らかでない児童 ■ 父または母から1年以上遺棄されている児童 ■ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童 ■ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ■ 母が婚姻によらないで出産した児童
申請方法	申請書に必要な書類を添付して子育て応援課（加悦庁舎）へ。
その他	給付金の支給時期は7・10・12・3月とし、それぞれ直前の3ヵ月分を支給。 <small>※ 給付金の支給は、原則支給対象者1人につき1回に限る</small>

詳細は町ホームページをご覧ください



基礎疾患の対象

18～59歳の方で、以下の基礎疾患に該当する場合は接種対象となります。

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧含む）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病、または他の病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（鉄欠乏性貧血を除く）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪ 染色体異常
- ⑫ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑭ 重い精神疾患
※ 精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している（※1）、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合や、知的障害〔療育手帳を所持している（※1）場合〕
- ⑮ 基準（BMI30以上）を満たす肥満の人
【計算式】BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)
【BMI30の目安】例：身長160cm・体重77kgの場合…77 ÷ 1.6 ÷ 1.6 ≒ 30
- ⑯ 18～59歳であるが、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた
（※1）…精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している方は、通院または入院をしていない場合も基礎疾患のある方に該当します

ワクチンを受けた後も感染予防対策の継続をお願いします

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果が確認されていますが、その効果は100%ではありません。またウイルスの変異による影響もありますので、引き続き感染予防対策を継続していただくようお願いします。



問い合わせ先

与謝野町コロナワクチン受付相談センター

☎ 0772-43-2822

受付時間

午前9時～午後5時（土日祝日を除く）